平成２８年（フ）第３２号
山形県長井市寺泉1478番地の１
債務者　齋藤　純一
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第３２７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目27番30―503号、前住所京都府京田辺市草内鐘鋳割42番地の14２―325号
債務者　小牟禮裕康
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８号
大阪市平野区平野本町５丁目９番14号　平野ハイツＧ―１
債務者　大草　忠次
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５号
大阪府吹田市南正雀４丁目５番６号（302）
債務者　山本　知香
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３号
大阪府大東市三箇１丁目３番１号アメニティー大東三番館３Ａ
債務者　泉　　暢裕
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９号
大阪府門真市大池町24番18号　大川ハイツ201号、前住所大阪府門真市大池町24番17号
債務者　井上　　創（旧姓一ノ瀬）
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７号
大阪市淀川区西三国１丁目７番29号―405、住民票上の住所京都府宇治市宇治蓮華52番地の１
債務者　桂　紗知子
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７７号
大阪府枚方市中宮北町２番１―808号
債務者　石榮雄一郎
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４６号
大阪府四條畷市楠公２丁目５番12―307号
債務者　小堀　宏勝
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３２号
大阪市旭区赤川３丁目５番25号エヌズコート赤川217号、前住所兵庫県伊丹市大野３丁目193番地
債務者　濱口華奈美
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８号
宮城県登米市迫町佐沼字西舘51番地２　鹿野ハイツ103
債務者　菅原　　希（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第３５２号
埼玉県川口市朝日５丁目14番22―609号　朝日東高層市営住宅
債務者　上原日出子
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
埼玉県熊谷市村岡451番地１　リバーコート菅原Ｄ号室
債務者　荒井　敏之
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８４号
千葉県銚子市芦崎町1453番地
債務者　山岸　孝子
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７６号
岐阜県本巣郡北方町朝日町２丁目13番地の３
債務者　笹瀬　英晃
１　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４７号
静岡県伊東市桜ガ丘２丁目４番13号　ドーミー伊東406号
債務者　石川　和代
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
静岡県沼津市大手町３丁目９番21―402号　ウィスティリア大手町
債務者　中野　敬三
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係